

多治見市健全な財政に関する条例の構造—平成 19 年条例第 48 号

一部改正  
平成 21 年条例第 24 号  
平成 22 年条例第 28 号

第 1 編 総則

第 1 条 (目的)  
第 2 条 (財政運営の指針)  
第 3 条 (責務規定)

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有

第 4 条 (情報共有)  
第 5 条 (情報公表の制度)  
第 6 条 (財務諸表)

第 2 章 資産及び負債の原則

第 7 条 (基本原則)  
第 8 条 (資産及び負債)  
第 9 条 (基金)  
第 10 条 (起債)

第 3 章 執行における原則

第 11 条 (歳入及び歳出)  
第 12 条 (使用料等)  
第 13 条 (補助金)  
第 14 条 (資金運用)

第 4 章 リスク・マネジメント

第 14 条の 2 (リスクの把握及び明確化並びに対策)  
第 14 条の 3 (債務保証及び損失補償)

第 3 編 計画的な財政運営

第 1 章 通則

第 15 条 (財政判断指標)  
第 16 条 (総合計画策定における原則)  
第 17 条 (予算を伴う計画)  
第 18 条 (中期財政計画)  
第 19 条 (予算における財政判断指数)  
第 20 条 (決算における財政判断指数)  
第 20 条の 2 (行政改革大綱策定における原則)

第 2 章 財政状況の維持及び向上

第 1 節 財政向上目標

第 21 条 (財政向上目標の設定)

第 2 節 財政向上指針

第 22 条 (財政向上指針)  
第 23 条 (財政向上指針の策定手続)  
第 24 条 (実施状況の報告)

第 3 章 財政状況の健全性の確保

第 1 節 財政健全基準

第 25 条 (財政健全基準の設定)

第 2 節 財政正常化計画

第 26 条 (財政警戒事態宣言)  
第 27 条 (財政正常化計画)  
第 28 条 (宣言の解除)

第 3 節 財政再建計画

第 29 条 (財政非常事態宣言)  
第 30 条 (財政再建計画)  
第 31 条 (財政再建計画の策定手続)  
第 32 条 (実施状況の調査等)  
第 33 条 (議会の勧告等)  
第 34 条 (準用)

第 4 編 雑則

第 35 条 (委任)

附則

(施行期日)  
(適用区分)

附則【平成 21 年 6 月 29 日条例第 24 号】(施行期日) / (適用区分)

附則【平成 22 年 9 月 29 日条例第 28 号】(施行期日) / (適用区分)